

畜種別等説明会（令和5年10月26日及び11月1日開催）

アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について ～豚～

令和5年10月

農 林 水 産 省

畜産局 畜産振興課

1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

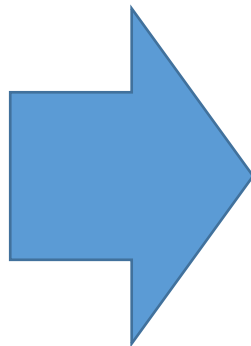
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

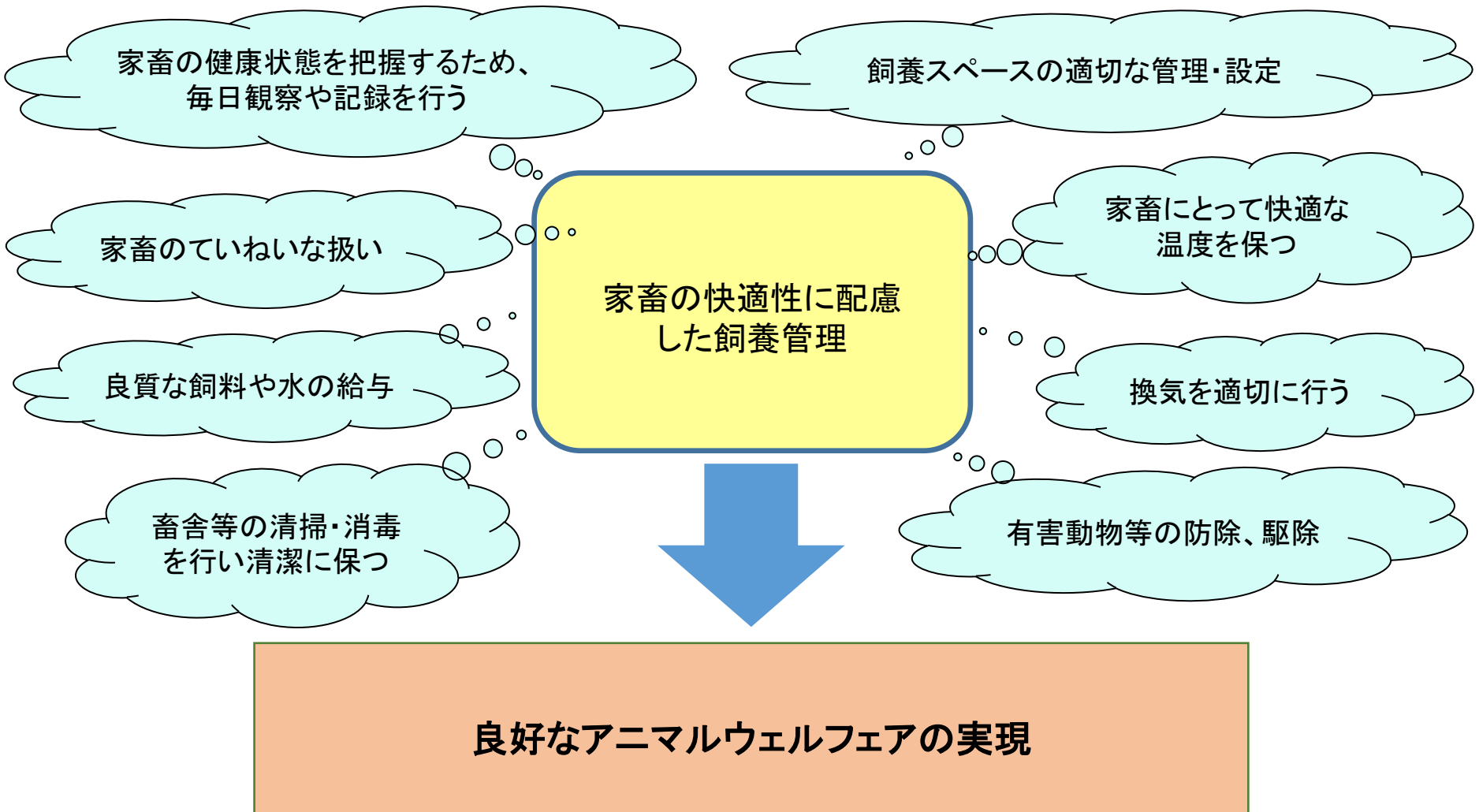
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性(AMR)対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構(WTO)の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

本部所在地 : フランス・パリ

設立年月日 : 1924年(大正13年)1月25日

日本の加盟年月日: 1930年(昭和5年)1月28日

加盟国数 : 182か国・地域(2023年3月現在)

事務局長: モニーク・エロワ(2016年1月就任、フランス出身)

組織: 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター(リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター)から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 アニマルウェルフェア

第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品ののための虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



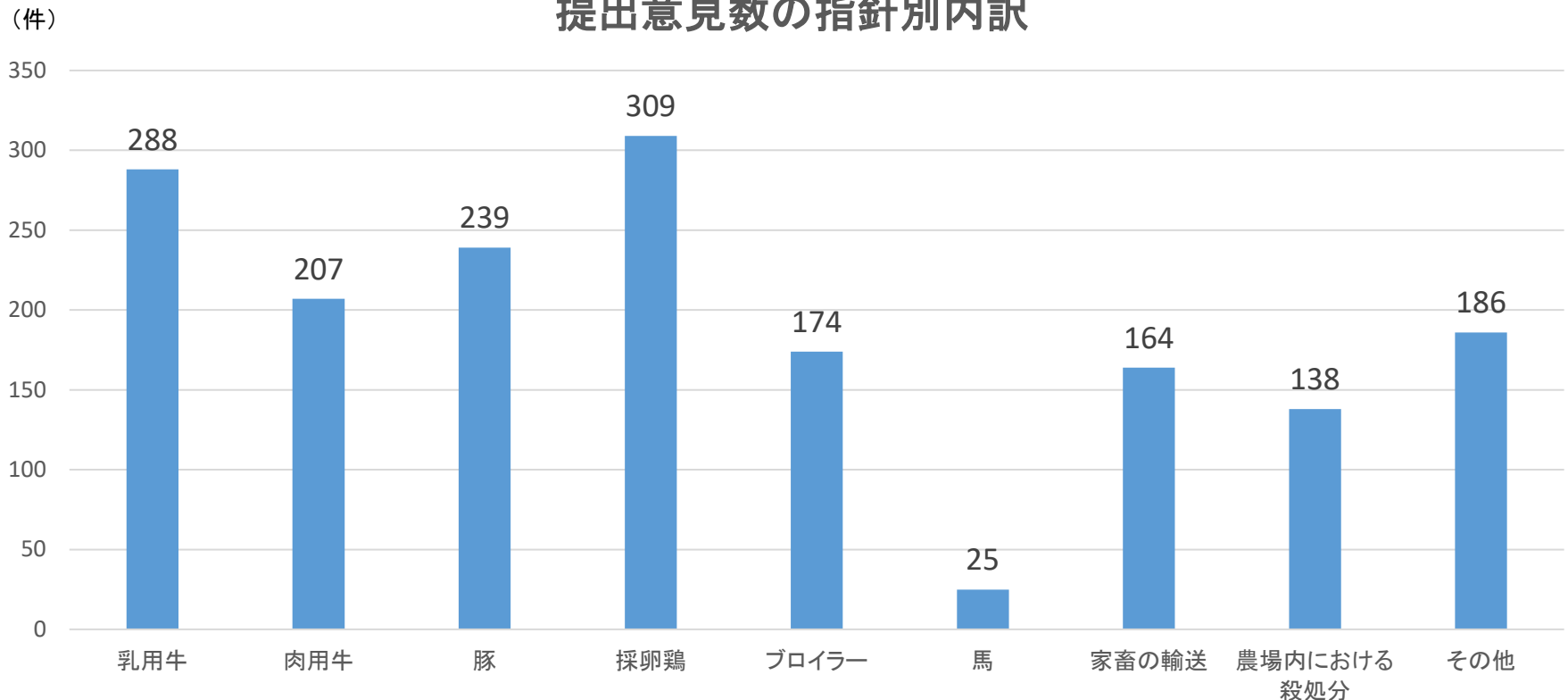
新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

提出意見数の指針別内訳



指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q&Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q&Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 去勢、断尾、歯切り等の処置を行う際、獣医師等の指導の下、苦痛を可能な限り少なくする方法で行うこととし、必要に応じて獣医師による麻酔薬等の投与の下で行う。
- 歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断する。
- 未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。

第2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 豚の発育段階等に応じた適切な栄養素を含み、質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。

第3 豚舎

【実施が推奨される事項】

- 豚舎は、疾病、損傷及びストレスのリスクが軽減されるように設計し、建築し、維持管理するとともに、豚舎の破損箇所により豚が損傷しないよう注意する。

(対策の一例)

給餌器は、餌を食べている時に他の豚に邪魔をされないことが重要となります。様々な形状のものがありますが、豚の行動等を観察しながら豚舎構造やステージに合ったものを選択する必要があります。

例えば、餌を食べるときに頭部がパイプ等で保護されている給餌器や、多くの豚が同時に餌を食べられる給餌器等は、闘争の機会を減らし、AWの向上につながります。

・円型給餌器（育成豚用）



・箱型の給餌器



(対策の一例)

豚のことを考えて、行動等を考慮し、施設・設備の設置や改良等を行うことが重要です。日常の飼養管理の中で問題を発見した時は解決策を施すことがAWの向上につながります。

・出荷や移動時のための通路



・通路の隙間をふさぐ



出典：公益社団法人 畜産技術協会
『アニマルウェルフェアの実践に向けて 豚』

「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

第4 飼養方式、構造及び飼養空間

【実施が推奨される事項】

- ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔せず快適に横臥できる適切な大きさのものをを用いる。

【将来的に実施が推奨される事項】

- 豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。

第5 豚舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 極度の高温、多湿及び低温は避けるよう、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気等を行い、可能な限り適温を維持する。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

(対策の一例)

離乳舎から子豚舎、子豚舎から肥育舎等への移動後に過剰な闘争が起こらないように早い段階で大群飼育する事例がみられます。

また、広い場所で多頭数を飼育することで隔壁等によるデッドスペースが減り、同じ面積の畜舎を細かく区切るよりも飼育密度は広くなります。但し、疾病等が発生すると群全体に蔓延しやすくなることも考えられるため管理の際は注意が必要です。

・ 離乳前の子豚の大群飼育



・ 肥育豚の大群飼育



・ 離乳後の大群飼育



・ 肥育豚の大群飼育（オートソーティング）



出典：公益社団法人 畜産技術協会
『アニマルウェルフェアの実践に向けて 豚』

新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

農林水産省

English ミニサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 畜産 > アニマルウェルフェアについて > アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」

- 飼養管理指針のポイント(PDF: 430KB)
- 国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付け5畜産第1062号) 地方農政部長等宛て(PDF: 319KB) 、国体宛て(PDF: 257KB) 、他省庁宛て(PDF: 232KB) 、農林水産省内宛て(PDF: 224KB)
- 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1063号)(PDF: 892KB)
- 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1064号)(PDF: 542KB)
- 豚の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1065号)(PDF: 533KB)
- 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1066号)(PDF: 400KB)
- ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1067号)(PDF: 369KB)
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1068号)(PDF: 1,397KB)
- 家畜の輸送に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1069号)(PDF: 1,482KB)
- 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針(令和5年7月26日付け5畜産第1070号)(PDF: 575KB)

「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針」に関する参考資料

- Q&A(PDF: 1,221KB)
- チェックリスト(乳用牛)(PDF: 323KB) 、チェックリスト(乳用牛)(WORD: 81KB)
- チェックリスト(肉用牛)(PDF: 356KB) 、チェックリスト(肉用牛)(WORD: 77KB)
- チェックリスト(豚)(PDF: 342KB) 、チェックリスト(豚)(WORD: 73KB)
- チェックリスト(採卵鶏)(PDF: 453KB) 、チェックリスト(採卵鶏)(WORD: 69KB)
- チェックリスト(ブロイラー)(PDF: 389KB) 、チェックリスト(ブロイラー)(WORD: 62KB)
- チェックリスト(馬)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(馬)(WORD: 72KB)
- チェックリスト(輸送)(PDF: 316KB) 、チェックリスト(輸送)(WORD: 124KB)

過去の指針についてはこちら

公益社団法人 畜産技術協会: アニマルウェルフェア (lin.gr.jp) (外部リンク)
公益社団法人 日本馬事協会 (baijkyo.or.jp) (外部リンク)

●農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

●(公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

●WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

●採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。